

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年5月1日まで

会社の代表者が替わり、社名もA社からB社になったが、勤務も給与の支払も継続しており、厚生年金保険料も通常どおり控除されていた。しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の記録が抜け落ちているので、調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A社において平成8年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年5月1日にB社において同資格を再取得しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険の記録及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に空白期間無く継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、A社の元事業主は、「申立期間も勤務は継続しており、給与も通常どおり支払っていたので、保険料も控除していたと思う。」と供述している上、複数の同僚も、「給与明細書は保管していないが、給与も途切れることなく通常どおり支払われていたので、保険料も控除されていたと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年

3月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本によれば、申立期間において法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間においても、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月及び同年5月

A社を昭和55年4月に退職後、歯の治療のため健康保険継続療養証明書により、B駅北口にある歯科医院で受診した。治療終了後、当該証明書を返却した際に、C町の役場で国民年金の加入手続を行い、保険料についても納付した記憶があるのに、国（厚生労働省）の記録では申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月24日に払い出されており、その際、申立人がD社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により確認できる上、申立人が所持する年金手帳を見ても、「国民年金の記録」欄の被保険者となった日は、同年3月1日と記載されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間は未加入期間であり、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、「昭和55年4月にA社を退職後、申立期間に歯の治療を受けた。」と供述しているところ、申立人が受診したとする歯科医院は、「申立期間当時はまだ開業していなかった。」と回答している上、同医院の記録によれば、申立人は、C町から昭和63年に転入したE町発行の国民健康保険証により受診していることが確認でき、申立人の記憶と相違する。

さらに、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。